

ワッセナー・アレンジメント 専門家会合議長を務めて

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課情報調査室長
(前在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官)
和爾俊樹

はじめに

- 2011年及び2012年、我が国はワッセナー・アレンジメント (Wassenaar Arrangement: WA)の専門家会合 (Expert Group: EG) 議長国となる。
- 約80年に一度の機会

ワッセナー・アレンジメント(WA)について

- 1994年 3月 冷戦の終結に伴い、ココム終了
- 1995年12月 新たな輸出管理体制の設立について
関係国間で政治的な申し合わせ

協議が行われたオランダのワッセナー市にちなみ
「ワッセナー・アレンジメント(WA)」と呼ばれる。

- 1996年7月 設立総会をもって正式に発足。

- WA参加国は、通常兵器及び関連汎用品・技術に関してWAで合意された規制リスト(輸出管理対象品目リスト)(*)の品目について、国内法令(我が国においては、外国為替及び外国貿易法, 輸出貿易管理令, 外国為替管理令等)に基づき輸出管理を実施している。

- (＊)規制リスト(輸出管理対象品目リスト)
- (a)汎用品リスト:9カテゴリーに分類された基本及び基本リストの中でもより機微なものと位置づけられる汎用品・技術を抜粋した機微リスト。
- 基本リストの9カテゴリー
- ①先端材料(超伝導材料, セラミック等), ②材料加工(工作機械, ロボット等),
- ③エレクトロニクス(集積回路, 半導体等), ④コンピュータ, ⑤通信関連(ケーブル, 暗号装置等), ⑥センサー・レーザー(ソナー, 暗視センサー, レーダー等),
- ⑦航法装置(ジャイロスコープ, GPS等), ⑧海洋関連(潜水艇, 水中用ロボット等),
- ⑨推進装置(ロケット推進装置, 無人航空機等)
- (b)軍需品リスト:22項目にわたり武器(通常兵器)を一般的に網羅したリスト。

専門家会合(EG)について

- WA規制リストは、WA参加各国はもとより、WA非参加国で同リストを活用している国にとって、通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理の根拠となる非常に重要なもの。
- 最新の技術動向を反映するとともに、参加国間で解釈に差異が出ないように、極力明確に規定されることが求められている。
- WA参加各国は、専門家会合(EG)において、毎年WA規制リスト見直し作業を実施。

- EGは毎年春と秋の年2回、開催。
- 参加各国は、春のEGに先立ち、リスト見直しのための各国提案を項目毎に提出。
- 春のEGで全提案をレビューした後、技術的に詳細な議論が必要な案件については、初夏の頃に実施されるワーキング・グループ会合において検討・協議。
- 秋のEGでは、未合意の全提案を改めてレビューし、合意形成を目指す。
- 最終的に、EGレベルで合意された全てのリスト見直し項目は総会での承認を経て公表され、参加国は見直された内容を自国の輸出管理に反映。

リスト見直しにおける検討の観点

- 軍需品：検討対象は軍用に専用設計されたものか否か。
- 汎用品：民生分野の商取引に悪影響がないよう注意
 1. 規制すべき貨物又は技術は、軍事用途に活用されるのか否か。
 2. 規制を実施することが真に意義があり、かつ、実効的か。
 - ーフォーリン・アベイラビリティ (Foreign Availability: FA) : WA非参加国にFAがあるか否か。
 - ーコントローラビリティ (Controllability) : 実効的な規制が可能か否か。

2011年及び2012年のEGにおける提案合意状況

- 2004年以降、提案合意率は毎年70%超
- 2011年は約73%、2012年は約82%

2011年及び2012年のリスト見直し事例

- カテゴリー1（先端材料）
2012年：導電性高分子のうちインク状のものについて、規制対象から除外。
- カテゴリー2（工作機械）
2012年：5軸工作機械（注：平行式のものを除く。）のうち位置決め精度が一定の性能に満たないものについて、規制対象から除外。

- カテゴリー3 (エレクトロニクス)
2011年: 二次セル (注: 二次電池の主要構成部品) の規制閾値を250Wh/kgから300Wh/kgに引き上げる規制緩和が実現。
- カテゴリー4 (コンピュータ)
2011年: フォールトトレラント機能を有するデジタル電子計算機について、規制対象から除外。

- カテゴリー5 (通信関連)

2012年: カウンターIED (Improvised Explosive Device) 装置について、新たに規制対象化。また、既に規制から除外されている暗号マスマーケット品について、その部分品 (貨物) を規制除外化。

- カテゴリー6 (センサー・レーザー)

2012年: 水中測深機の規制対象範囲を拡大。

- カテゴリー7（航法装置）

2011年：ラスタ型ヘッドアップディスプレイ（HUD）に係る設計のソースコードについて、規制対象から除外。

- カテゴリー8（海洋関連）

2011年：潜水艇用の部品として規制されていた光ファイバー用のコネクタについて、規制対象から除外。

- カテゴリー9（推進装置）

2011年：ガスタービンエンジンについて、燃焼器の出口温度に係る規制緩和を実施。

- 軍需品リスト（ML）関連

2011年：第二次世界大戦以前に製造された軍用車両及び軍用航空機について、一定の条件の下、規制対象から除外。

2012年：軍事専用の人工衛星についてはMLに移行した上で、その部分品も含め、新たに規制対象化。

WA規制リストの信頼性向上を目指した取り組み

- 2013年から、「包括的なリスト見直し」(Comprehensive and Systematic List Review: CSLR) を試行ベースで実施。
- 長年にわたり見直しが行われてこなかった項目を洗い出した上で各項目の見直しの必要性について検討。

おわりに

- 毎年12月の総会后、WA規制リストの見直し結果が公表されると、参加各国のみならず、WA非参加国でWA規制リストを基に自国の輸出管理を行っている国も見直し部分の取り込みを行う。
- 様々なアウトリーチの機会等を通じ、WA規制リストの改正内容やリストに係る自国の運用について説明することが今後一層期待される。
- 今後とも、EGにおける建設的な議論を期待。